



『マイナンバーカードが健康保険証として利用ができるようになります！』

マイナンバーカードが令和3年3月（予定）から健康保険証として利用ができるようになります。具体的には医療機関窓口でマイナンバーカード（ICチップ内の電子証明を利用）をカードリーダーにかざして情報照会が行われます。このICチップを読取るカードリーダーは各医療機関が購入するのですが、その費用は国が全額負担することになっています。

厚生労働省のHPでは、マイナンバーカードを健康保険証として利用することについてのメリットが掲載されていますのでご案内します。

①就職、転職等をしても健康保険証として使用ができます。

マイナンバーカードを使えば、就職、転職、引っ越しをしても保険証の切り替えをしなくても受診できます。

②医療保険の資格確認が速やかにできます。

従来の場合は健康保険証が手元に届くのに時間がかかることがありましたが、マイナンバーカードをカードリーダーにかざせば、医療保険の資格確認ができ受診することができます。

③窓口への各種書類の持参が省略できます。

マイナンバーカードを健康保険証として使用することにより、他の書類（高齢受給者証や高額療

養費の限度額認定証）の持参が不要となります。

④医療コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

⑤確定申告時の医療費控除が便利にできます。

マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

⑥健康管理や医療の質が向上

「マイナポータル」で、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります（2021年秋頃予定）。また、患者の同意のもと医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

厚生労働省HPに掲載されている6項目のメリットをご案内しましたが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用者ご自身がマイナンバーのポータルサイトから事前登録をする必要がありますので、詳しい登録方法等については「厚生労働省 マイナポータル」で検索をして下さい。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 板倉 剛 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kimukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<http://www.tottori.med.or.jp/kimukaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善

検索